

メイドインふくしまロボット導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、福島県ロボット関連産業の集積を図るため、廃炉作業や災害対応、インフラ点検、教育用など様々な用途に活用が期待されているメイドインふくしまロボットを導入し、福島県内で自らの事業活動のために自ら使用する又は、本県とともに長崎県が国家戦略特区「新技術実装連携“絆”特区」に指定されたことを踏まえ、ドローンの社会実装を両県で協力して推進するため、メイドインふくしまロボットのうち、ドローンを長崎県内で自らの事業活動のために自ら使用する県内外事業者等に対し、メイドインふくしまロボット導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）（以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「メイドインふくしまロボット」とは、福島県内で製造・開発された廃炉・除染ロボット、災害対応ロボット、インフラ点検ロボット、無人航空機、作業支援のための装着型ロボット、教育ロボット、運搬ロボット、サービス用ロボット等をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助金は、別表第一に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する際に要する別表第二に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象事業を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）へ交付するものとし、その額は、補助対象経費に別表第三に掲げる補助率を乗じ、同じく別表第三に掲げる補助上限額を超えない範囲で知事が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者等（以下「申請者」という。）は、様式第1号による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて知事に提出するものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限り

ではない。

(補助金交付決定の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときには、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 知事は、前条第2項の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第6条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(変更の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の変更（軽微な変更を除く）、若しくは、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第2号を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費の20%以内の減額変更を行う場合。

(2) 事業計画の細部を変更する場合。

(事故の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第3号を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の

通知を受理した日から起算して10日を経過した日までに、知事に書面をもって申し出るにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 知事が第15条第1項に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が第1項ただし書に基づいて、債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、県財務規程に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第11条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により報告を求められたときは、様式第4号を知事が定める

日までに提出しなければならない。

(補助事業の遂行の指示等)

第12条 知事は、補助事業が補助の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 知事は、補助事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(完了報告)

第13条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに様式第5号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第6号により補助対象事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して15日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金額が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条第1項の規定により交付を受けるべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第7号を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、条例、本要綱又は法令、条例若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者から、第7条に基づく申請があったとき。
- (6) 補助対象事業に従事した者が、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省）により研究活動の不正行為があったと認定された場合。
- (7) 補助対象事業に従事した者が、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省）により公的研究費の不正使用及び不正受給があったと認定された場合。
- (8) 補助事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（補助事業者の役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。なお、暴力団員には暴力団での構成員でなくなった日から5年を経過していない者も含む。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 補助事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く）に、知事が補助事業者に対して当該契約の解除を求め、補助事業者がこれに従わなかったとき。

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されている場合、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 第2項に基づく返還の規定については、第15条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助対象経費により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 知事は、補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を県に納付させるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第20条 取得財産等のうち、規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
- 2 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号及び令和5年4月26日経済産業省告示第64号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。
 - 3 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第9号を知事に提出しなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(書類の提出)

- 第21条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正・副本各1部とする。

(補則)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一（補助対象事業）

事業の区分	事業の内容
メイドインふくしま ロボット導入支援事業 （福島県内で自らの事業活動のために導入する事業者）	福島県内に生産拠点を有する企業が製造又は開発したロボットを県内外の法人（公共機関も含む）、個人事業主が、福島県内で自らの事業活動のために自ら使用することを目的として導入する事業。 なお、本事業におけるロボットとは、センサー系、知能・制御系、駆動構造系の要素技術を有する智能化した機械システム（実機を伴うもの）とする。
メイドインふくしま ロボット導入支援事業 （長崎県内で自らの事業活動のために導入する事業者）	福島県内に生産拠点を有する企業が製造又は開発したドローンを県内外の法人（公共機関も含む）、個人事業主が、長崎県内で自らの事業活動のために自ら使用することを目的として導入する事業。

別表第二（補助対象経費）

経費の区分	経費の内訳	
機械装置費 （福島県内で自らの事業活動のために導入する事業者）	ロボット機器導入	補助対象事業を行うために直接必要なメイドインふくしまロボットの購入に要する経費
	附带的機器導入	補助対象事業を行うために直接必要なメイドインふくしまロボットに附帯する機器の購入に要する経費 ※ただし、メーカー推奨機器等で、メイドインふくしまロボットと一括購入する場合に限る。
機械装置費 （長崎県内で自らの事業活動のために導入する事業者）	ロボット機器導入	補助対象事業を行うために直接必要なメイドインふくしまロボットのうち、ドローン購入に要する経費
	附带的機器導入	補助対象事業を行うために直接必要なメイドインふくしまロボットのうち、ドローンに附帯する機器の購入に要する経費 ※ただし、メーカー推奨機器等で、メイドインふくしまロボットのうち、ド

		ローンと一括購入する場合に限る。
--	--	------------------

※補助対象経費のうち、附带的機器導入の額は、ロボット機器導入の額を上限とする。

別表第三（補助率及び補助上限額）

事業者の区分	補助率
県内外の法人（公共機関も含む）、個人事業主	1／2

注）ロボット1機種に係る補助金の合計は、1,500万円を超えないものとする。